

## 新旧対照表（抄）

○ 中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 旅費の種目及び内容</p> <p>第一節 通則（第六条―第八条）</p> <p>第二節 交通費（第九条―第十二条）</p> <p>第三節 宿泊費等（第十三条―第十五条）</p> <p>第四節 転居費等（第十六条―第十九条）</p> <p>第五節 その他の種目（第二十条・第二十一条）</p> <p>第三章 雑則（第二十二条―第二十八条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 外国旅行の赴任旅費については、<u>国家公務員</u>の例に準じて任命権者がそのつど特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定める。</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 削除</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 外国旅行の赴任旅費については、<u>東京都職員</u>の例に準じて任命権者がそのつど特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定める。</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 削除</p>

<p style="text-align: center;">新</p>	<p>二 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「財務省令」という。）で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>三 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。</p> <p>四 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。</p> <p>五 赴任 中央区（以下「区」という。）の要請に基づいて国若しくは他の地方公共団体等を退職し、引き続き採用された職員又は任命権者があらかじめ人事委員会と協議して指定した職にあてるため採用された職員が、その採用に伴う移転のため、住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>六 帰任 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。</p>
<p style="text-align: center;">旧</p>	<p>二 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び財務省令で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>三 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。</p> <p>四 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行することをいう。</p> <p>五 赴任 区 の要請に基づいて国若しくは他の地方公共団体等を退職し、引き続き採用された職員又は任命権者があらかじめ人事委員会と協議して指定した職にあてるため採用された職員が、その採用に伴う移転のため、住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>六 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者</p>

<p style="text-align: center;">新</p>	<p style="text-align: center;">旧</p>
<p>七 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。</p> <p>八 遺族 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>九 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行者をいう。）その他の任命権者が定める者（以下「旅行者等」という。）であつて、区と旅行役務提供契約（旅行者等が区に対して旅行に係る役務その他の任命権者が定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、区が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。</p>	<p>間の関係をいう。）の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。</p> <p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、中央区職員の給与に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第二号）</p>

<p style="text-align: center;">新</p>	<p style="text-align: center;">(旅費の支給)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 職員又はその遺族が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>一 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員</p> <p>二 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合に は、当該職員の遺族</p> <p>三 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して 帰住したときは、当該遺族</p>
<p style="text-align: center;">旧</p>	<p style="text-align: center;">(旅費の支給)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>3 この条例において「何々地」という場合には、市町村の地域(特別区の存する区域にあつてはその全地域)をいい、外国にあつては、これに準ずる地域をいうものとする。ただし、「近接地」という場合には、別表第一で定める地域をいうものとする。</p> <p>2 職員が旅行中に退職、免職、失職又は休職した場合の職員の旅費及び職員が死亡した場合の遺族の旅費については、人事委員会議則で定める。</p>

新	旧
<p>四 職員が、出張のための外国旅行中に退職等となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員</p> <p>五 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族</p> <p>3 職員が前項第一号又は第四号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号若しくは第二十九条第一項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4 職員が区 の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。</p> <p>5 第一項、第二項及び前項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が、次条第三項に規定する旅行命令等の変更(取消しを含む。第十九条を除き、以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他任命権者が定める場合には</p> <p>当該旅行のため既に支出した金額 のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で任命権者が定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>6 第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他任命権者が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けな</p>	<p>3 職員が本特別区の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。</p> <p>4 第一項から前項まで の規定により、旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)が、その出発前に、第四条第三項の規定により、旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額を、</p> <p>旅費として支給することができる。</p> <p>5 第一項から第三項まで の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けな</p>

新	旧
<p>つた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で任命権者が定める金額を旅費として支出する。</p> <p>7 第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する場合において、区が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</p> <p>(旅行命令等)</p> <p>第四条  次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者</p> <p>の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によつて行わなければならない。</p> <p>一 前条第一項の規定に該当する旅行 旅行命令</p> <p>二 前条第四項の規定に該当する旅行 旅行依頼</p> <p>2 (略)</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に任命権者が定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当</p>	<p>つた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内の金額を旅費として支出する。</p> <p>(旅行命令等)</p> <p>第四条  次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又は任命権者の委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によつて行わなければならない。</p> <p>一 前条第一項の規定に該当する旅行 旅行命令</p> <p>二 前条第三項の規定に該当する旅行 旅行依頼</p> <p>2 (略)</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消を含む。以下同じ。)する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第五条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更をすることができる。</p> <p>4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)によつてこれをしなければならない。</p> <p>ならない。ただし、旅行命令簿等によ</p>

<p style="text-align: center;">新</p>	<p>該事項の記載又は記録をし、これを通知するいとまのないときは、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をすることができる。</p> <p>5 前項ただし書の規定により口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に、同項に規定する事項の記載又は記録をし、これを通知しなければならぬ。</p> <p>6 旅行命令簿等の様式は、任命権者が定める。</p> <p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第三項に規定する変更を受けた旅行命令等を含む。以下 同。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
<p style="text-align: center;">旧</p>	<p>いとまのないときは、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを變更することができる。この場合においては、すみやかに旅行命令簿等に、その旅行に関する事項を記載し、これをその旅行者に提示しなければならぬ。</p> <p>5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は 任命権者が定める。</p> <p>(旅行命令等に従わない旅行)</p> <p>第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第三項の規定により變更された旅行命令等を含む。以下本条において同。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、すみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、</p>

新	旧
	<p>支度料及び渡航手数料とする。</p> <p>2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> <p>3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> <p>4 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。</p> <p>5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額又は路程に応じ一キロメートル当たりの定額により支給する。</p> <p>6 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。</p> <p>7 日当は、外国旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。</p> <p>8 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。</p> <p>9 食卓料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。</p> <p>10 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。</p> <p>11 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。</p> <p>12 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。</p>

新

旧

13 支度料は、外国への出張について、定額により支給する。

14 渡航手数料は、外国への出張に伴う諸経費について、実費額により支給する。

15 外国旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給することができる。

(旅費の計算)

第七条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第八条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない日数を除く外、鉄道旅行にあつては四百キロメートル、水路旅行にあつては二百キロメートル、陸路旅行にあつては五十キロメートルによつて一日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

2 前項但書の規定により通算した日数に一日未満の端数を生じたときは、これを一日とする。

第九条 旅行者が同一地域(第二条第三項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における旅行雑費、日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数三十日を超える場合には、その超える日数について定額の十分の一に相当する額、滞在日数六十日を超える場合

新	旧
<p>第二章 旅費の種目及び内容</p> <p>第一節 通則</p> <p>(旅費の種目)</p> <p>第六条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、</p>	<p>には、その超える日数について定額の十分の一に相当する額を、それぞれの定額から減じた額による。</p> <p>2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。</p> <p>第十条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から、目的地に至る旅費を支給する。</p> <p>第十一条 一日の旅行において、旅行雑費、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費、日当又は宿泊料を支給する。</p> <p>第十二条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中において、職務の級の変更のあったときは、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</p> <p>第十三条 旅費を区分して内国旅行の旅費及び外国旅行の旅費とし、内国旅行の旅費を更に近接地内旅費及び近接地外旅費とする。</p> <p>第二章 内国旅行の旅費</p> <p>第十四条 削除</p> <p>(近接地内旅費)</p> <p>第十五条 近接地内の旅行の旅費は、次のとおりとする。</p>

新	旧
<p>宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。</p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第七条 旅費は、前条に規定する種目及び次節から第五節までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第八条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、任命権者の定める請求又は精算に係る手続を行わなければならない。</p> <p>2 前項に規定する手続を行わなかつた者は、その請求若しくは精算に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち当該手続を行わなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。</p> <p>第二節 交通費</p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第九条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十</p>	<p>一 鉄道賃及び船賃の実費額並びに車賃</p> <p>二 五時間以上の旅行（中央区が管理する施設及び中央区が出資等をしている中央区の区域内の団体への旅行並びに道路、公園等の清掃作業又はごみの収集運搬作業のために行う旅行は除く。）の場合には、別表第二の旅行雑費</p> <p>三 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には次に規定する宿泊料</p> <p>イ 食事を提供しない公用の施設又は現場等に宿泊する場合には、別表第二の宿泊料定額の二分の一に相当する額</p> <p>ロ ホテル、旅館等に宿泊する場合には、別表第二の宿泊料定額の範囲内の実費額</p> <p>四 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合又は任命権者が人事委員会と協議して住所又は居所の移転を特に必要と認めて移転した場合には、別表第二の路程に応じた移転料定額の三分の一に相当する額の移転料（扶養親族を随伴しない場合には、その二分の一に相当する額）</p> <p>第十六条から第十八条まで 削除</p> <p>(近接地外旅費)</p> <p>第十九条 近接地外の旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。</p>

新	旧
<p>二号) 第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正十年法律第七十六号) 第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。) を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のために特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。</p> <p>一 運賃</p> <p>二 急行料金</p> <p>三 寝台料金</p> <p>四 座席指定料金</p> <p>五 特別車両料金</p> <p>六 前各号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級(等級が三以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級) の運賃の額とする。</p> <p>(船賃)</p> <p>第十条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号) 第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるもの</p>	<p>(鉄道賃)</p> <p>第二十条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金、寝台料金、特別車両料金及び座席指定料金による。</p> <p>一 乗車に要する運賃</p> <p>二 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金</p> <p>三 公務上の必要により寝台車を利用する場合には、前二号に規定する運賃及び急行料金のほか、任命権者が定める寝台料金</p> <p>四 公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を利用する場合には、前三号に規定する運賃、急行料金及び寝台料金のほか、特別車両料金</p> <p>五 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃、急行料金、寝台料金及び特別車両料金のほか、座席指定料金</p> <p>2 前項第二号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</p> <p>一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のもの</p> <p>二 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五十キロメートル以上のもの</p> <p>2 前項第二号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</p>

新	旧
<p>をいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のために特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p> <p>一 運賃</p> <p>二 寝台料金</p> <p>三 座席指定料金</p> <p>四 特別船室料金</p> <p>五 前各号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が三以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。</p> <p>(航空賃)</p> <p>第十一条 航空賃は、航空機(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のために特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p> <p>一 運賃</p>	<p>一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のもの</p> <p>二 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道五十キロメートル以上のもの</p> <p>3 第一項第五号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</p> <p>(船賃)</p> <p>第二十一条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。</p> <p>一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃</p> <p>二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃</p> <p>三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</p> <p>四 公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払つた寝台料金を</p> <p>五 公務上の必要により、第三号に規定する船舶で特別船室を利用した場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金を</p> <p>六 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料</p>

新	旧
<p>二 座席指定料金</p> <p>三 前二号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 外国旅行の場合であつて、一の旅行区間における飛行時間が八時間以上の移動（以下「特定航空移動」という。）をするとき（次号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額</p> <p>二 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が三以上に区分された航空機により特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額</p> <p>（その他の交通費）</p> <p>第十二条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃</p> <p>二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定</p>	<p>金</p> <p>2 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</p> <p>（航空賃）</p> <p>第二十二條 航空賃の額は、現に支払つた旅客運賃による。</p> <p>（車賃）</p> <p>第二十三條 車賃の額は、実費額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、実費額によることのできない場合には、路程一キロメートルにつき三十七円とする。</p> <p>2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>（旅行雑費）</p> <p>第二十四條 旅行雑費の額は、別表第二の定額による。</p> <p>（宿泊料）</p> <p>第二十五條 宿泊料の額は、別表第二の定額による。</p> <p>2 宿泊料は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに宿泊費を要する場合又は鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃を要しないが宿泊費を要する場合に限り支給する。</p> <p>（食卓料）</p> <p>第二十六條 食卓料の額は、別表第二の定額による。</p> <p>2 食卓料は、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃のほかに食費を要する場合又は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃若しくは宿泊料を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。</p>

新	旧
<p>する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃</p> <p>三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用</p> <p>四 前三号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>第三節 宿泊費等 (宿泊費)</p> <p>第十三条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、財務省令別表第二に定める旅行先の区分に応じ、同表の職務の級が十級以下の者の欄に定める額(以下「宿泊費基準額」という。)に相当する額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、旅行中の宿泊に要する費用の額とする。</p> <p>一 内国の宿泊にあつては、現に支払つた費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択したと旅行命令権者が認める場合</p> <p>二 外国の宿泊にあつては、現に支払つた費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次のいずれかに該当すると認める場合</p> <p>イ 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択したとき。</p> <p>ロ 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予</p>	<p>(移転料)</p> <p>第二十七条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。</p> <p>一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第二の定額による額</p> <p>二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額</p> <p>三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)</p> <p>2 前項第三号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同額の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。</p> <p>3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項第三号に規定する期間を延長することができる。</p> <p>(着後手当)</p> <p>第二十八条 着後手当の額は、別表第二の旅行雑費(宿泊を伴う場合)の定額の五日分及び宿泊料の定額の五夜分に相当する額による。</p> <p>(扶養親族移転料)</p> <p>第二十九条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額によ</p>

新	旧
<p>見することのできない事情があつたとき。</p> <p>(包括宿泊費)</p> <p>第十四条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</p> <p>(宿泊手当)</p> <p>第十五条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、財務省令別表第三に定める旅行先の区分に応じ、同表の宿泊手当の欄に定める額に相当する額とする。</p> <p>2 宿泊手当の額は、前二条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項の額の三分の二の額</p> <p>二 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項の額の三分の一の額</p> <p>3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前二項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、財務省令別表第三に定める額に相当する額とする。ただし、前節の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費(包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の三分の一の額とする。</p>	<p>る。</p> <p>一 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額</p> <p>イ 十二歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の二に相当する額</p> <p>ロ 十二歳未満六歳以上の者については、イに規定する額の二分の一に相当する額</p> <p>ハ 六歳未満の者については、その移転の際における職員相当の航空賃の二分の一に相当する額(三歳未満の者については、座席を利用し、利用証明書類を提出した場合に限る。)並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の一に相当する額。ただし、六歳未満の者を二人以上随伴するときは、二人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の二分の一に相当する金額を加算する。</p> <p>二 前号の規定に該当する場合を除くほか、第二十七条第一項第一号又は第三号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができずる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定によ</p>

新	旧
<p>4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前三項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。</p> <p>第四節 転居費等 （転居費）</p> <p>第十六条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十八条第一項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。</p> <p>一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</p> <p>二 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</p> <p>三 旅行者が宅配便又は家用自動車若しくは道路運送法第十八条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものであるとして、第一号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。</p> <p>2 前項の算定に当たっては、他の種目として支給を受ける費用その他の公費による支給が適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。</p> <p>3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当</p>	<p>り支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。</p> <p>2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>第三十条 削除</p>

新	旧
<p>する金額の支払を受ける場合には、前二項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。</p> <p>(着後滞在費)</p> <p>第十七条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</p> <p>(家族移転費)</p> <p>第十八条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額</p> <p>二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</p> <p>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。</p> <p>(近距離の転居に係る転居費等の制限)</p>	

<p style="text-align: center;">新</p>	<p>第十九条 特別区の区域内における在勤庁の変更に伴う旅行については、職員のための公設宿舍への入居若しくは退去を命ぜられて赴任する場合又は任命権者が特に必要と認めて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。</p> <p style="text-align: center;">第五節 その他の種目</p> <p style="text-align: center;">(渡航雑費)</p> <p>第二十条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額とする。</p> <p style="text-align: center;">(死亡手当)</p> <p>第二十一条 死亡手当は、職員の死亡(第三条第二項第五号の規定に該当する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は財務省令別表第五に定める額に相当する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第三章 雑則</p> <p style="text-align: center;">(退職者等の旅費)</p> <p>第二十二条 第三条第二項第一号又は第四号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて次に掲げる旅費とする。</p> <p>一 第三条第二項第一号の規定により旅費を支給する場合は、次に掲げる旅費</p>
<p style="text-align: center;">旧</p>	<p style="text-align: center;">第三章 外国旅行の旅費</p> <p style="text-align: center;">(本邦通過の場合の旅費)</p> <p>第三十一条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。但し、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。</p>

新	旧
<p>イ 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費</p> <p>ロ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費</p> <p>二 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合であつて、第三条第二項第四号の規定により旅費を支給するとき は、出張の例に準じ、出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費</p> <p>2 前項第一号ロに規定する場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同号ロに掲げる旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</p> <p>3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。</p> <p>(遺族等の旅費)</p> <p>第二十三条 第三条第二項第二号、第三号又は第五号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて次に掲げる旅費とする。</p> <p>一 職員が第三条第二項第二号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費</p> <p>イ 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出</p>	<p>(鉄道賃)</p> <p>第三十二条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。</p> <p>一 運賃の等級を三以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃</p> <p>二 運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃</p> <p>三 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</p> <p>四 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合に は、前三号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払つた運賃</p> <p>五 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払つた急行料金又は寝台料金</p> <p>(船賃)</p> <p>第三十三条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。</p> <p>一 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>イ 最上級の運賃を四以上に区分する船舶による旅行の場合</p>

新	旧
<p>張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費</p> <p>ロ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費</p> <p>二 第三条第二項第三号の規定により旅費を支給する場合は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）</p> <p>三 第三条第二項第五号の規定により旅費を支給する場合は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費</p> <p>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二条第八号に掲げる順位により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</p> <p>（旅費の支給額の上限）</p> <p>第二十四条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第九条第一項各号、第十条第一項各号、第十一条第一項各号及び第十二条各号に掲げる各費用について、当該各号及び第七条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</p>	<p>には、最上級以下第三位の級の運賃</p> <p>ロ 最上級の運賃を二又は三に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃</p> <p>二 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</p> <p>三 公務上の必要により、あらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前二号に規定する運賃のほかその船室のために現に支払った運賃</p> <p>四 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</p> <p>（航空賃及び車賃）</p> <p>第三十四条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。</p> <p>一 運賃の等級を二以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、下級の運賃</p> <p>二 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃</p> <p>三 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合に、前二号に規定する運賃のほか、その座席のため、現に支払った運賃</p> <p>2 前項第一号の規定に該当する場合において、搭乘する航空機の目的地までの予定所要時間が八時間を超えるときは、最上級の直近下位の運賃によることができる。</p>

<p style="text-align: center;">新</p> <p>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二十条並びに第七条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</p> <p style="text-align: center;">（旅費の調整）</p> <p>第二十五条 任命権者は、旅行者が区以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、人事委員会に協議して定める旅費を支給することができる。</p> <p style="text-align: center;">（旅費の特例）</p> <p>第二十六条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七条第一項若しくは第二項の規定に該当する事由がある場合において、この条例</p>	<p style="text-align: center;">旧</p> <p>3 車賃の額は、実費額による。</p> <p style="text-align: center;">（日当、宿泊料及び食卓料）</p> <p>第三十五条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第三の定額による。</p> <p>2 第三十二条第五号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第三の定額の七に相当する額による。</p> <p>3 食卓料の額は、別表第三の定額による。</p> <p>4 第二十五条第二項及び第二十六条第二項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。</p> <p>第三十六条から第三十八条まで 削除</p> <p style="text-align: center;">（支度料）</p> <p>第三十九条 支度料の額は、旅行期間に応じた別表第三の定額による。</p> <p>2 外国に出張を命ぜられた者が、過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その出張を命ぜられた日から起算して、過去一年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。</p> <p style="text-align: center;">（渡航手数料）</p> <p>第三十九条の二 渡航手数料の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、空港旅客サービス施設使用料並びに入出国税の実費額による。</p>

新	旧
<p>の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法第四十八条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を、旅費として支給するものとする。</p> <p>2 旅行命令権者は、職員について船員法第四十七条第二項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。</p> <p>(旅費の返納)</p> <p>第二十七条 旅費の支出又は旅費に相当する金額の支払を担当する者(以下「支出等担当者」という。)は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</p> <p>2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出等担当者は、前項の規定による返納に代えて、当該支出等担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、同条例の規定に違反して支給を受けた旅費に相当する金額を差し引くことができる。</p> <p>3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定める。</p> <p>(この条例の実施に關し必要な事項)</p> <p>第二十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定によ</p>	<p>(旅行手当)</p> <p>第四十条 第六条第十五項の規定により支給する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、その都度任命権者が定める。ただし、その額は、当該旅行手当の性質に応じ、第六条第一項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。</p> <p>(外国の同一地域内旅行の旅費)</p> <p>第四十一条 外国の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が、当該旅行について支給される日当額の二分の一に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。</p>

<p style="text-align: center;">新</p>	<p style="text-align: center;">旧</p>
<p>る旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、任命権者が定める。</p>	<p style="text-align: center;">第四章 雑則 (旅費の調整)</p> <p>第四十二条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、人事委員会と協議して定める旅費を支給することができる。</p> <p>(旅費の特例)</p> <p>第四十三条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法第四十八条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又</p>

新

附則

1から4まで (略)

5 地方公務員法

条の規定に基づく単純な労務に雇用される者の旅費の種類及び基準については、この条例中旅費の種類及び基準に関する規定を準用する。

第五十七

旧

はその満たない部分に相当する金額を、旅費として支給するものとする。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第四十四条 この条例に定めがあるものの外、実施上必要な事項は、任命権者が定める。

附則

1から4まで (略)

5 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第五十七

条の規定に基づく単純な労務に雇用される者の旅費の種類及び基準については、この条例中旅費の種類及び基準に関する規定を準用する。

別表第一 (第二条関係)

近接地の地域

近接地の地域

在勤地の所在地

東京都	東京都の区域の全地域 (西多摩郡奥多摩町、西多摩郡檜原村及び比島しよを除く。)
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、愛甲郡愛川町
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、

新

旧

特別区の区域	埼玉県	市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、八街市、印西市、白井市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町
特別区の区域	茨城県	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、つくばみらい市、北相馬郡利根町
特別区の区域	任命権者が在勤庁からおおむね八キロメートル以内の区域で定める地域及びその在勤庁が前項の近接地の地域の欄に掲げる市町村に存する場合において、同欄に掲げる区域を含む地域	
備考 この表における名称及び地域は、平成三十年四月一日におけるものを示す。		
別表第二（第十五条、第二十四条―第二十八条関係） 内国旅行の旅費		





新

附 則  
 (施行期日)  
 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 この条例による改正後の中央区職員の旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に改正後の条例第二条第四号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の中央区職員の旅費に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお、従前の例による。ただし、施行日前に改正前の条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、

旧

方につき定める定額とする。  
 (二) 支度料

区分	旅行期間一月		旅行期間一月		旅行期間三月	
	未満	以上三月未満	未満	以上三月未満	未満	以上
六級の職務にある者	八六、二四〇円	一〇四、七二〇円	八六、二四〇円	一〇四、七二〇円	一三三、二〇〇円	一三三、二〇〇円
五級の職務にある者	七〇、〇七〇円	八五、〇九〇円	七〇、〇七〇円	八五、〇九〇円	一〇〇、一〇〇円	一〇〇、一〇〇円
四級以下の職務にある者	六一、九九〇円	七五、二七〇円	六一、九九〇円	七五、二七〇円	八八、五五〇円	八八、五五〇円

<p style="text-align: center;">新</p>	<p>かつ、施行日以後に改正後の条例第二条第四号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第四条第三項に規定する当該旅行命令等の変更をする旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお、従前の例による。</p> <p>3 改正後の条例第三条第二項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合には、なお、従前の例による。</p> <p>4 改正後の条例第三条第五項及び第六項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の条例第三条第一項から第三項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお、従前の例による。</p> <p>5 改正後の条例第二十七条の規定は、改正後の条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。 （中央区情報公開・個人情報保護審議会及び中央区情報公開・個人情報保護審議会に関する条例の一部改正）</p> <p>6 中央区情報公開・個人情報保護審議会及び中央区情報公開・個人情報保護審議会に関する条例（平成九年九月中央区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。 第二十七条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊</p>
<p style="text-align: center;">旧</p>	

<p style="text-align: center;">新</p>	<p>費及び包括宿泊費」に改める。</p> <p>第二十八条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。</p> <p>第二十九条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。</p> <p>(中央区行政不服審査法施行条例の一部改正)</p> <p>7 中央区行政不服審査法施行条例(平成二十八年三月中央区条例第四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十一条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。</p> <p>第十二条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。</p> <p>(中央区議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)</p> <p>8 中央区議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和二十二年七月中央区条例第十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第六条第三項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費(外国旅行の場合における旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税並びに空港旅客サービス施設使用料をいう。)」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費」に改める。</p> <p>(中央区行政委員会の委員並びに監査委員の報酬及び費用弁償</p>
<p style="text-align: center;">旧</p>	

	新	旧
<p>9 中央区行政委員会の委員並びに監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十二月中央区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第五条第一項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費（外国旅行の場合における旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税並びに空港旅客サービス施設使用料をいう。）の九種」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費の八種」に改める。</p> <p>第六条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。</p> <p>（中央区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）</p> <p>10 中央区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十月中央区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。</p> <p>第五条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。</p> <p>（中央区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）</p> <p>11 中央区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十</p>		

<p style="text-align: center;">新</p> <p>十一年十月中央区条例第十五号)の一部を次のように改正する。      第四条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。      (選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>12 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十四年三月中央区条例第三号)の一部を次のように改正する。      第三条第二項中「車賃、旅行雑費及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。      (中央区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部改正)</p> <p>13 中央区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例(昭和三十一年十月中央区条例第十四号)の一部を次のように改正する。      第三条第二項中「種類」を「種目」に、「鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費(外国旅行の場合における旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税並びに空港旅客サービス施設使用料をいう。)&amp;及び死亡手当」を「中央区長等の給料等に関する条例(昭和四十八年十二月中央区条例第二十七号。以下「条例」という。)&amp;第三条第二項に規定する種目」に、「中央区長等の給料等に関する条例(昭和四十八年十二月中央区条例第二十七号)」を「条例」に改める。</p>	<p style="text-align: center;">旧</p>
--	--------------------------------------

<p style="text-align: center;">新</p> <p>第七条中「中央区長等の給料等に関する条例」を「条例」に改める。  (中央区男女の平等及び共同参画による社会づくりに関する基本条例の一部改正)</p> <p>14 中央区男女の平等及び共同参画による社会づくりに関する基本条例(令和五年三月中央区条例第十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十五条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。</p> <p>第二十六条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。</p> <p>第二十七条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。</p> <p>(中央区国民保護協議会条例の一部改正)</p> <p>15 中央区国民保護協議会条例(平成十八年三月中央区条例第十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第九条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。</p> <p>第十条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。</p> <p>(中央区子ども・子育て会議条例の一部改正)</p>	<p style="text-align: center;">旧</p>
--	--------------------------------------

	新	旧
<p>16 中央区子ども・子育て会議条例（平成二十五年七月中央区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。</p> <p>第十一条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。</p> <p>第十二条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。</p> <p>（中央区障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例の一部改正）</p> <p>17 中央区障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例（平成十八年三月中央区条例第十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。</p> <p>第五条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。</p> <p>（中央区介護保険条例の一部改正）</p> <p>18 中央区介護保険条例（平成十二年三月中央区条例第十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及</p>		

	新	旧
<p>           び包括宿泊費」に改める。            第九条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。            （中央区保健所運営協議会条例の一部改正）         </p> <p>           19 中央区保健所運営協議会条例（昭和五十年三月中央区条例第十号）の一部を次のように改正する。            第八条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。            第九条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。            （中央区感染症の診査に関する協議会条例の一部改正）         </p> <p>           20 中央区感染症の診査に関する協議会条例（平成十一年三月中央区条例第十号）の一部を次のように改正する。            第十二条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。            第十三条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。            第十四条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。            （中央区公害健康被害認定審査会条例の一部改正）         </p> <p>           21 中央区公害健康被害認定審査会条例（昭和五十一年二月中央         </p>		

	新		旧
		<p>区条例第一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。</p> <p>第十一条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。</p> <p>(中央区公害健康被害補償診療報酬等審査会条例の一部改正)</p> <p>22 中央区公害健康被害補償診療報酬等審査会条例(昭和五十一年二月中央区条例第二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。</p> <p>第十一条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。</p> <p>(中央区大気汚染障害者認定審査会条例の一部改正)</p> <p>23 中央区大気汚染障害者認定審査会条例(昭和五十年三月中央区条例第十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。</p> <p>第十一条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。</p> <p>(中央区建築審査会条例の一部改正)</p> <p>24 中央区建築審査会条例(昭和五十八年三月中央区条例第九</p>	

新	旧
<p>号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。</p> <p>第十一条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。</p> <p>第十二条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。</p> <p>(中央区いじめ問題対策委員会条例の一部改正)</p> <p>25 中央区いじめ問題対策委員会条例(平成二十七年三月中央区条例第二十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十三条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。</p> <p>第十四条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。</p> <p>第十五条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。</p> <p>(中央区いじめ問題再調査委員会条例の一部改正)</p> <p>26 中央区いじめ問題再調査委員会条例(平成二十七年三月中央区条例第二十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十二条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、</p>	

<p style="text-align: center;">新</p> <p>宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。</p> <p>第十三条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。</p> <p>第十四条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。</p> <p>(中央区文化財保護条例の一部改正)</p> <p>27 中央区文化財保護条例(昭和六十三年四月中央区条例第二十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十四条第一項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。</p> <p>第三十五条第二項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種」に改める。</p> <p>第三十六条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。</p>	<p style="text-align: center;">旧</p>
---	--------------------------------------

新旧対照表（抄）

○ 中央区情報公開・個人情報保護審議会及び中央区情報公開・個人情報保護審査会に関する条例（平成九年九月中央区条例第二十九号）

新	旧
<p>（委員の費用弁償）</p> <p>第二十七条（略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は、別表第二に定めるところによる。</p> <p>3 （略）</p> <p>第二十八条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種とし、その額は、別表第二に定めるところによる。（関係者の費用弁償）</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。</p>	<p>（委員の費用弁償）</p> <p>第二十七条（略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表第二に定めるところによる。</p> <p>3 （略）</p> <p>第二十八条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の五種とし、その額は、別表第二に定めるところによる。（関係者の費用弁償）</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。</p>

新旧対照表（抄）

○ 中央区行政不服審査法施行条例（平成二十八年三月中央区条例第四号）

新	旧
<p>（委員の費用弁償）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は、別表第二に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種とし、その額は、別表第二に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p>	<p>（委員の費用弁償）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表第二に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の五種とし、その額は、別表第二に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p>

新旧対照表（抄）

○ 中央区議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和二十二年七月中央区条例第十六号）

新	旧
<p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に定めるもののほか、議員が職務のため旅行したときに支給する第一項の費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費</p> <p>とし、その額は、中央区長等の給料等に関する条例（昭和四十八年十二月中央区条例第二十七号）の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする。ただし、議長又は副議長が議会を代表する場合は、同条例の規定により区長が受けるべき額に相当する額とする。</p>	<p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に定めるもののほか、議員が職務のため旅行したときに支給する第一項の費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費（外国旅行の場合における旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税並びに空港旅客サービス施設使用料をいう。）とし、その額は、中央区長等の給料等に関する条例（昭和四十八年十二月中央区条例第二十七号）の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする。ただし、議長又は副議長が議会を代表する場合は、同条例の規定により区長が受けるべき額に相当する額とする。</p>

新旧対照表（抄）

○ 中央区行政委員会の委員並びに監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十二月中央区条例第二十四号）

新	旧
<p>（費用弁償）</p> <p>第五条 委員が職務のため旅行したときは、順路により、その費用を弁償する。費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費の八種</p> <p>とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種とし、中央区長等の給料等に関する条例（昭和四十八年十二月中央区条例第二十七号）の規定により副区長が受けるべき額に相当する額を支給することができる。</p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第五条 委員が職務のため旅行したときは、順路により、その費用を弁償する。費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費（外国旅行の場合における旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税並びに空港旅客サービス施設使用料をいう。）の九種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の五種</p> <p>とし、中央区長等の給料等に関する条例（昭和四十八年十二月中央区条例第二十七号）の規定により副区長が受けるべき額に相当する額を支給することができる。</p>

新旧対照表（抄）

○ 中央区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十月中央区条例第二十一号）

新	旧
<p>（費用弁償）</p> <p>第四条 委員の職務のため旅行したときは、順路により、その費用を弁償する。費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第四条 委員の職務のため旅行したときは、順路により、その費用を弁償する。費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の五種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p>

新旧対照表（抄）

○ 中央区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十月中央区条例第十五号）

<p>新</p>	<p>（費用弁償） 第四条（略） 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額及び支給方法は、区規則で定める。</p>
<p>旧</p>	<p>（費用弁償） 第四条（略） 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額及び支給方法は、区規則で定める。</p>

新旧対照表（抄）

○ 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十四年三月中央区条例第三号）

新	旧
<p>（費用弁償）            第三条（略）            2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の六種とし、その額は中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。</p>	<p>（費用弁償）            第三条（略）            2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、車賃、旅行雑費及び宿泊料の五種とし、その額は中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。</p>

新旧対照表（抄）

○ 中央区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（昭和三十一年十月中央区条例第十四号）

新	旧
<p>第三条（略）</p> <p>2 旅費の種目は、中央区長等の給料等に関する条例（昭和四十八年十二月中央区条例第二十七号。以下「条例」という。）第三条第二項に規定する種目</p> <p>は、条例</p> <p>とし、その額は、</p> <p>は、条例</p> <p>の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする。</p> <p>第七条 給料及び旅費の支給方法並びに手当の種類、額、支給条件、支給方法その他支給に関しては、条例に定めるものの例による。</p>	<p>第三条（略）</p> <p>2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費（外国旅行の場合における旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税並びに空港旅客サービス施設使用料をいう。）及び死亡手当とし、その額は、中央区長等の給料等に関する条例（昭和四十八年十二月中央区条例第二十七号）の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする。</p> <p>第七条 給料及び旅費の支給方法並びに手当の種類、額、支給条件、支給方法その他支給に関しては、中央区長等の給料等に関する条例に定めるものの例による。</p>

新旧対照表（抄）

○ 中央区男女の平等及び共同参画による社会づくりに関する基本条例（令和五年三月中央区条例第十二号）

新	旧
<p>（委員の費用弁償） 第二十五条（略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種とし、その額は、別表に定めるところによる。 （関係者等の費用弁償）</p> <p>第二十七条（略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。</p>	<p>（委員の費用弁償） 第二十五条（略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の五種とし、その額は、別表に定めるところによる。 （関係者等の費用弁償）</p> <p>第二十七条（略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。</p>

新旧対照表（抄）

○ 中央区国民保護協議会条例（平成十八年三月中央区条例第十一号）

新	旧
<p>（委員の費用弁償）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p>	<p>（委員の費用弁償）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の五種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p>

新旧対照表（抄）

○ 中央区子ども・子育て会議条例（平成二十五年七月中央区条例第三十五号）

新	旧
<p>（委員の費用弁償）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>（関係者等の費用弁償）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。</p>	<p>（委員の費用弁償）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の五種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>（関係者等の費用弁償）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。</p>

新旧対照表（抄）

○ 中央区障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例（平成十八年三月中央区条例第十九号）

新	旧
<p>（委員の費用弁償）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p>	<p>（委員の費用弁償）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の五種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p>

新旧対照表（抄）

○ 中央区介護保険条例（平成十二年三月中央区条例第十九号）

新	旧
<p>（委員の費用弁償）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p>	<p>（委員の費用弁償）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の五種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p>

新旧対照表（抄）

○ 中央区保健所運営協議会条例（昭和五十年三月中央区条例第十号）

新	旧
<p>（費用弁償）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の五種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p>

新旧対照表（抄）

○ 中央区感染症の診査に関する協議会条例（平成十一年三月中央区条例第十号）

新	旧
<p>（委員の費用弁償）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>3 （略）</p> <p>第十三条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>（関係者の費用弁償）</p> <p>第十四条 （略）</p> <p>2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。</p>	<p>（委員の費用弁償）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>3 （略）</p> <p>第十三条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の五種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>（関係者の費用弁償）</p> <p>第十四条 （略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。</p>

新旧対照表（抄）

○ 中央区公害健康被害認定審査会条例（昭和五十一年二月中央区条例第一号）

新	旧
<p>（費用弁償）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は別表に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は別表に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の五種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p>

新旧対照表（抄）

○ 中央区公害健康被害補償診療報酬等審査会条例（昭和五十一年二月中央区条例第二号）

新	旧
<p>（費用弁償）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の五種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p>

新旧対照表（抄）

○ 中央区大気汚染障害者認定審査会条例（昭和五十年三月中央区条例第十六号）

新	旧
<p>（費用弁償）</p> <p>第十条 （略）</p> <p>2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>3 （略）</p> <p>第十一条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第十条 （略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>3 （略）</p> <p>第十一条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の五種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p>

新旧対照表（抄）

○ 中央区建築審査会条例（昭和五十八年三月中央区条例第九号）

新	旧
<p>（委員等の費用弁償）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>（関係者等の費用弁償）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。</p> <p>3（略）</p>	<p>（委員等の費用弁償）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の五種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>（関係者等の費用弁償）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。</p> <p>3（略）</p>

新旧対照表（抄）

○ 中央区いじめ問題対策委員会条例（平成二十七年三月中央区条例第二十一号）

新	旧
<p>（委員等の費用弁償）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>（関係者の費用弁償）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。</p>	<p>（委員等の費用弁償）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の五種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>（関係者の費用弁償）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。</p>

新旧対照表（抄）

○ 中央区いじめ問題再調査委員会条例（平成二十七年三月中央区条例第二十二号）

新	旧
<p>（委員等の費用弁償）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>（関係者の費用弁償）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。</p>	<p>（委員等の費用弁償）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>3（略）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の五種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>（関係者の費用弁償）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。</p>

新旧対照表（抄）

○ 中央区文化財保護条例（昭和六十三年四月中央区条例第二十九号）

新	旧
<p>（委員の費用弁償）</p> <p>第三十四条 委員が職務のため旅行したときは、順路により、その費用を弁償する。費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第三十五条 （略）</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の六種とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>（関係者の費用弁償）</p> <p>第三十六条 （略）</p> <p>2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費の七種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。</p>	<p>（委員の費用弁償）</p> <p>第三十四条 委員が職務のため旅行したときは、順路により、その費用を弁償する。費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料 の七種とし、その額は、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p> <p>第三十五条 （略）</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の五種 とし、その額は、別表に定めるところによる。</p> <p>（関係者の費用弁償）</p> <p>第三十六条 （略）</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料 の七種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。</p>